

(6) 鉛中毒予防規則

設備等	鉛業務 作業	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	令別表4第8	同左第9	同左第10	同左第11	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	令別表4第17	ワ	
		鉛の製錬、精錬	銅等の製錬、精錬	鉛蓄電池	電線等	鉛合金等	鉛化合物	鉛ライニング	含鉛塗料のつき落とし等	鉛装置内業務	鉛装置の解体	鉛装置の写紙	含鉛塗料等	はんだ付け	釉薬	絵付け	焼入れ等	文選・植字	清掃	
局所排気装置またはプッシュアップ型換気装置および用後処理装置	焙焼	○																		
	溶解	○																		
	鋳造	○																		
	成造	○																		
	粉砕	○																		
	破砕	○																		
	混合	○																		
	ふるい分け	○																		
	容器詰め	○																		
	加工	○																		
	溶解	○																		
	切断	○																		
	粉砕	○																		
	攪拌	○																		
	溶解	○																		
蒸上	○																			
加工	○																			
延焼	○																			
まき	○																			
はんだ付け	○																			
施釉	○																			
絵付け	○																			
作業主任者	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	
測定および評価	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	
健康診断	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	①	①	①	②	①	②	

(注) 1 〇印は、当該装置および当該装置に設置を規定した局所排気装置またはプッシュアップ型換気装置に用後処理装置の設置を規定しているもの。
 2 ●印は、当該作業場に局所排気装置またはプッシュアップ型換気装置および用後処理装置の設置を規定しているもの。
 3 ○印は、当該作業場に局所排気装置またはプッシュアップ型換気装置の設置を規定しているもの。
 4 ※印は、選任、実施について規定しているもの。
 5 健康診断欄については、①は1年以内ごとに1回、②は6ヶ月以内ごとに1回定期的に実施する必要があることを示したものである。

(7) 四アルキル鉛中毒予防規則

規制内容等	装置等の密閉構造	作業場の隔離	洗滌用設備およびシャワー	更衣用ロッカー	閉式または閉鎖式作業方法	換気装置	作業者の選任	作業方法	保護具			管理・健康診断等			届出等	
									送風マスク	保護的掛衣	保護手袋	作業主任者の選任	洗身	立入禁止		健康診断および記録
混入	○	○	○	○	○	○	○	①ドラムかん中の四アルキル鉛は、残らず吸引すること。 ②吸引機は直ちに外部の汚染を除去すること。	○	○	○	○	○	○	○	○
装置等の修理等								作業のはじめに、四アルキル鉛等の汚染を除去する場合は、除去装置と関係する。	○	○	○	○	○	○	○	○
タンク内								①タンク内部洗滌等を行うこと。 ②監視者を配置すること。 ③換気装置を作業前および作業中稼働させること。 ④換気効果を確認すること。	○	○	○	○	○	○	○	○
残さい物の取扱い								①残さい物の廃棄は、焼却等によること。 ②廃液その他の方法は十分除去した後に処理すること。			○	○	○	○	○	○
ドラムのかん取扱い								作業前にドラムかん等容器およびこれらが置かれている場所を点検すること。			○	○	○	○	○	○
研究																
汚染除去								①監視者を配置すること。 ②換気装置を作業前および作業中稼働させること。 ③作業終了後、汚染除去の確認をすること。	○	○	○	○	○	○	○	○
加鉛用ガン											○					

(注) 計画の届出に関する規定については、平成6年7月1日より、本規則から労働安全衛生規則へ統合された。